

第108回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

三重県四日市市山田町800番
当社四日市本社 総合センター体育館

太陽化学株式会社

証券コード 2902

目 次

第108回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役9名選任の件	5
第2号議案 監査役1名選任の件	12
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	13
第4号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件	14
事業報告	17
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告	53
お知らせ	58

証券コード 2902
2025年6月3日

株 主 各 位

三重県四日市市山田町800番
太陽化学株式会社
代表取締役社長 山 崎 長 宏

第108回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyokagaku.com/news/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2902/teiiji/>



【名古屋証券取引所ウェブサイト】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

（上記の名証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「太陽化学」又は「コード」に当社証券コード「2902」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、株主の皆様におかれましては、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

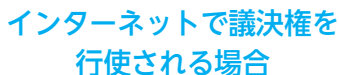
1. 開催日時 2025年6月20日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 開催場所 三重県四日市市山田町800番 当社四日市本社 総合センター体育館
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第108期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第108期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての決議事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 3. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第20条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



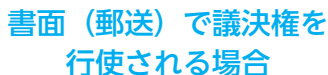
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後6時00分入力完了分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後6時00分到着分まで



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月20日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 ○○○ 個 御中 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> <td style="width: 12.5%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> × × × × 年 × 月 × × 日 _____ _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○○																	1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ (切 取 線) スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード ○○○○○○○○

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・3・4号議案

- 賛成の場合 ≫ **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 ≫ **「否」** の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

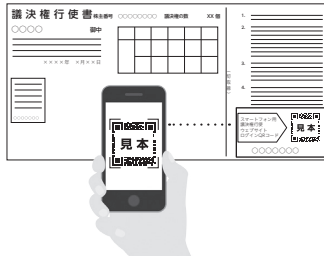
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

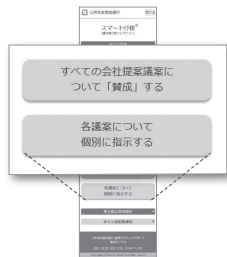
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

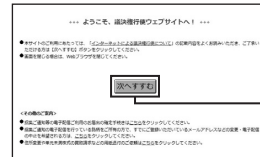
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

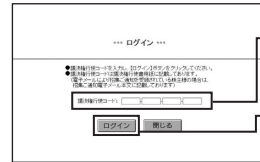
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



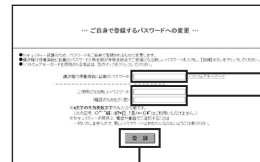
「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 9 名選任の件

現任取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役 9 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位・担当	属 性	取 締 役 会 へ の 出 席 状 況
1	山崎 長宏	代表取締役社長	再任	1 0 0 % (1 4 回 / 1 4 回)
2	山崎 長宣	取締役経営企画室長兼 メディア事業部長	再任	1 0 0 % (1 1 回 / 1 1 回)
3	佐藤 則夫	取締役ニュートリション 事業部長	再任	1 0 0 % (1 4 回 / 1 4 回)
4	武藤 孝次	取締役ナチュラルイングリ ディエント事業部長	再任	1 0 0 % (1 4 回 / 1 4 回)
5	田中 宏明	取締役マーケティング 本部長兼 東京本社事業所長	再任	1 0 0 % (1 1 回 / 1 1 回)
6	山崎 長俊	執行役員コーポレート本 部長	新任	—
7	Scott Jameson Smith	—	新任	—
8	久保田 修平	社外取締役	再任 社外	1 0 0 % (1 4 回 / 1 4 回)
9	阿部 啓子	社外取締役	再任 社外 独立	1 0 0 % (1 4 回 / 1 4 回)

新任

新任取締役候補者

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めにもとづく独立役員候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	やま ざき なが ひろ 山 崎 長 宏 (1955年 4 月 22 日生) 再任 取締役会出席状況 1 4 / 1 4 回	1979年 3 月 当社入社 1986年 6 月 当社取締役内部監査室長 1991年 2 月 当社常務取締役 1994年 3 月 当社専務取締役 1997年 6 月 当社代表取締役社長 (現任)	217,032株
	(取締役候補者とした理由) 1986年に取締役に就任。内部監査室長、東京支店長、営業本部長等を歴任し、1997年に代表取締役社長に就任。当社の事業全般に精通し、経営に関する課題の解決に十分な経験と高い知見、リーダーシップを有しており、ステークホルダーからの信頼も厚く、企業価値の持続的な向上に資する経営を指揮する人材に相応しく、適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	やま ざき なが のぶ 山 崎 長 宣 (1988年 8 月 23 日生) 再任 取締役会出席状況 1 1 / 1 1 回	2011年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社執行役員経営企画室長 2019年 4 月 当社執行役員海外統括部長 2023年 11 月 当社執行役員経営企画室長兼メディア事業部長 2024年 6 月 当社取締役経営企画室長兼メディア事業部長 (現任)	73,780株
	(取締役候補者とした理由) 経営企画室長、海外統括部長を歴任し、2024年に取締役に就任。現在は、経営企画室長 兼 メディア事業部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、当社経営を担う適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	さ と う の り お 佐 藤 則 夫 (1965年 9月14日生) 再任 取締役会出席状況 1 4 / 1 4 回	1988年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員社長室長 2012年 4 月 当社執行役員ニュートリション事業部長 2014年 2 月 株式会社タイヨーラボ代表取締役社長 (現任) 2014年 6 月 当社取締役ニュートリション事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社タイヨーラボ代表取締役社長	25,025株
	(取締役候補者とした理由) 執行役員社長室長、執行役員ニュートリション事業部長等を歴任し、2014年に取締役に就任。現在は、ニュートリション事業部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
4	む と う こ う じ 武 藤 孝 次 (1968年 3月20日生) 再任 取締役会出席状況 1 4 / 1 4 回	1991年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社執行役員TMPSプロジェクト兼ヘルスケア事業部長 2019年 4 月 当社執行役員品質保証部長 2021年 4 月 当社執行役員ナチュラルイングリディエント事業部長 2021年 6 月 当社取締役ナチュラルイングリディエント事業部長 (現任)	9,453株
	(取締役候補者とした理由) TMPSプロジェクト兼メディケア事業部長、品質保証部長を歴任し、2021年に取締役に就任。現在は、ナチュラルイングリディエント事業部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	た な か ひ ろ あ き 田 中 宏 明 (1972年 9 月 29 日 生) 再 任 取締役会出席状況 11 / 11 回	1995年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社社長室長 2014年 6 月 当社海外営業部長 2020年 4 月 当社執行役員カスタマーサービスセンター第3部長 2021年 4 月 当社執行役員マーケティング 本部長兼東京本社事業所長 2024年 6 月 当社取締役マーケティング 本部長兼東京本社事業所長 (現任)	7,180株
	(取締役候補者とした理由) 社長室長、タイ駐在を経て海外営業部長、カスタマーサービスセンター第3部長等を歴任し、2024年に取締役に就任。現在は、マーケティング本部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、当社経営を担う適切な人材と判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
6	や ま ざ き な が と し 山 崎 長 俊 (1987年 3 月 4 日 生) 新 任	2019年 2 月 当社入社 2021年 4 月 当社執行役員企業統括部長 2022年 4 月 当社執行役員コーポレート本部長 (現任)	67,956株
	(取締役候補者とした理由) 企業統括部長、コーポレート本部長を歴任。現在は、執行役員コーポレート本部長として事業運営を牽引。これらの知見と実績を活かして、当社経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	スコット ジェイムソン Scott Jameson スミス Smith (1968年7月11日生) 新任	1991年10月 当社入社 1994年 6 月 タイヨーインタナショナルインク ディ レクターマネージャー 2003年 6 月 タイヨーインタナショナルインク副社長 財務担当役員 CFO (現任) (重要な兼職の状況) タイヨーインタナショナルインク副社長	0株
	(取締役候補者とした理由) タイヨーインタナショナルインクのディレクターマネージャー、副社長 財務担当役員 CFOを歴 任。これらの知見と実績を活かして、当社経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするもの であります。		
8	く ぼ た しゅうへい 久保田 修 平 (1978年9月22日生) 再任 社外取締役 取締役会出席状況 14 / 14 回	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2012年 1 月 森・濱田松本法律事務所パートナー (現任) 2015年 6 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 森・濱田松本法律事務所パートナー	69,600株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 企業経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として、企業法務に精通し、企業経営を統治 する十分な法律知識を有しており、専門的見地から、グループ全体の監督を適切に行なうことがで きるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を 果たすことを期待しています。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
9	あ べ けい こ 阿 部 啓 子 (1947年 3 月 8 日生) 再任 社外取締役 取締役会出席状況 1 4 / 1 4 回	1994年 6 月 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授 1996年 4 月 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 2008年 4 月 公益財団法人神奈川科学技術アカデミー (現地方独立行政法人神奈川県立産業技 術総合研究所) グループリーダー (現任) 2010年 4 月 東京大学大学院農学生命科学研究科 特任教授 2010年 6 月 東京大学名誉教授 (現任) 2019年 4 月 東京農業大学 客員教授 (現任) 2019年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2022年 7 月 株式会社伊藤園社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 東京大学名誉教授 東京農業大学客員教授 株式会社伊藤園社外取締役	2,000株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 企業経営に直接関与した経験はありませんが、東京大学の名誉教授として、次世代機能性素材の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、研究開発面において有用な意見・助言が期待できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保田修平氏及び阿部啓子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 久保田修平氏及び阿部啓子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって久保田修平氏が10年、阿部啓子氏が6年となります。
4. 久保田修平氏は、代表取締役社長山崎長宏、代表取締役副社長山崎長徳の三親等以内の親族であります。
5. 久保田修平氏及び阿部啓子氏は、当社の定める「独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準」を満たしております。また、阿部啓子氏については、株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、久保田修平氏及び阿部啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役渡邊誠人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
わた なべ しげ と 渡 邊 誠 人 (1962年2月4日生) 再任 取締役会出席状況 14／14回 監査役会出席状況 14／14回	1988年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所 1990年10月 サンアイ監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1992年8月 公認会計士・税理士登録 2001年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）三重事務所代表社員就任 2005年4月 公認会計士渡邊誠人事務所開設 2005年4月 公認会計士渡邊誠人事務所所長就任（現任） 2005年4月 税理士法人A C T設立 2005年4月 税理士法人A C T所長就任（現任） 2013年6月 当社社外監査役（現任）	0株
(社外監査役候補者とした理由) 渡邊誠人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。 同氏は、会計及び税務に関する専門的な知識と幅広い経験を有しており、外部の視点をもって監査役としての役割を果たしていただきたいためであります。 企業経営を統治する十分な法律知識と見識を有しており、当社の監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は、渡邊誠人氏が所属している税理士法人A C Tとの間に顧問契約を締結しております。
2. 渡邊誠人氏は、社外監査役候補者であります。
3. 渡邊誠人氏の当社における監査役在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。なお、同氏は、当社の定める「独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準」を満たしております。また、株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月21日開催の当社第107回定時株主総会において補欠監査役に選任された水谷勝也氏の選任の効力が、本総会開始の時をもって満了することに伴い、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、本総会においてあらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
なか むら ふみ ちか 中村文哉 (1979年5月6日生)	2007年10月 あらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所 2011年 9 月 公認会計士登録 2013年 7 月 中村文哉公認会計士事務所開設 所長就任（現任） 2013年 9 月 税理士登録 2013年10月 株式会社F.N.Consulting設立 代表取締役就任（現任） 2020年10月 中部税理士法人 代表社員就任（現任） (重要な兼職の状況) 中村文哉公認会計士事務所所長 株式会社F.N.Consulting代表取締役 中部税理士法人 代表社員	0株
(補欠社外監査役候補者とした理由) 中村文哉氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。 同氏は、監査業務に精通し、企業経営を統治する充分な法律・会計知識と見識を当社の監査に活かしていた ため、予め補欠監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は、中村文哉氏が所属している株式会社F.N.Consultingとの間にコンサルティング契約を締結しております。
2. 中村文哉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中村文哉氏は、当社の定める「独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準」を満たしております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる監査役に損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。中村文哉氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 退任取締役の退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます山崎義樹氏、山崎長徳氏及び内田一仁氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め定められた役員退職慰労金規程に沿って、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やま ざき よし き 山 崎 義 樹	2003年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任)
やま ざき なが のり 山 崎 長 徳	2003年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任)
うち だ かず ひと 内 田 一 仁	2014年 6 月 当社取締役インターフェイスソリューション事業部長 (現任)

【ご参考】取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社は、経営戦略に照らして取締役、監査役が保有する専門性及び経験等を整理することで、知識・経験・能力のバランスが適切な形となる役員構成にしております。

本定時株主総会において、第1号議案（取締役9名選任の件）が原案どおり承認可決された場合の当社取締役会の構成、ならびに各取締役および各監査役が備えるスキル等は以下のとおりです。

氏名	性別	地位	企 業 経 営・ 戦 略	海 外 事 業	営 業・ マーケ ーテ ィ ング	研 究 開 発	生 産・ 質 保 証	財 務・ 会 計	法 務・ リ スク マ ネジ メ ント	サ ステ ナ ビリ テ ィ
取締役	山崎 長宏	男性	代表取締役会長	●	●	●	●		●	●
	山崎 長宣	男性	代表取締役社長	●	●	●	●			
	佐藤 則夫	男性	取締役副社長	●		●	●			
	武藤 孝次	男性	取締役	●			●			
	田中 宏明	男性	取締役	●	●	●	●			
	山崎 長俊	男性	取締役	●			●	●	●	●
	Scott Jameson Smith	男性	取締役	●	●	●				
	久保田 修平	男性	社外取締役						●	●
	阿部 啓子	女性	社外取締役				●			●
監査役	吉川 邦昭	男性	常勤監査役		●	●		●	●	
	渡邊 誠人	男性	社外監査役	●				●	●	
	藤野 孝	男性	社外監査役	●		●	●			

※上記一覧表は、各人が有するスキル等のうち当社が特に重要と考えるものを記載したものであり、各人の有するスキル等のすべてを表したものではありません。

【ご参考】

独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準

太陽化学株式会社

当社取締役会は、当社における社外役員（※１）の候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、社外役員の選任基準を制定する。

社外役員の選任基準は、次のとおりであり、いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- (1) 当社及び当社の関係者（以下、併せて「当社グループ」という。）の取締役、監査役、従業員として直近10年以内に在籍していた者とその２親等以内の親族
- (2) 直近５年以内に当社グループの主要取引先（※２）の取締役、監査役、従業員として在籍していた者
- (3) 当社株式議決権の10%以上を有する株主（法人株主の場合はその業務執行者）
- (4) 直近５年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けている専門的な役務の提供者（※３）
- (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (6) 直近５年以内において、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者
- (7) 取締役の相互派遣関係にある者
- (8) その他当社グループと重要な利害関係にある者

注 ※１ 社外役員とは、会社法第２条第15号に定める社外取締役、及び会社法第２条第16号に定める社外監査役をいう。

※２ 当社グループへの直近の事業年度における連結売上高の２％以上の取引実績を持つ取引先をいう。

※３ 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問をいう。

平成25年５月13日制定

平成27年11月９日改定

以 上

事 業 報 告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、景気持ち直しの動きが見られましたが、アメリカの政策動向や東欧・中東地域における紛争の長期化、円安や物価高の影響など先行きが不透明な状況が続きました。

当社事業の主要分野であります食品業界におきましては、国内外における健康志向の高まりに伴い堅調に推移しましたが、物価高騰による消費者の購買意欲低下など、企業を取り巻く事業環境は厳しい状況が続きました。

このような環境のなかで当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、引き続き対処すべき課題として、①市場変化への対応、②販売の強化（グローバル化）、③品質管理体制の維持・強化、④環境への取り組み、⑤人材育成、⑥業務改善による全体最適化を掲げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は500億44百万円（前期比5.0%増）、営業利益は62億12百万円（前期比37.7%増）、経常利益は65億73百万円（前期比122.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は46億24百万円（前期比91.8%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は次のとおりであります。

ニュートリション事業

医療、健康食品及び飲料業界等にカテキン（緑茶抽出物）、テアニン（機能性アミノ酸）、水溶性食物繊維等の機能性食品素材、ミネラル製剤、ビタミン製剤等を製造、販売しております。

水溶性食物繊維は、国内、アジア及び欧米市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

カテキンは、国内及び米国市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

ミネラル製剤は、アジア及び欧米市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

テアニンは、国内市場は減少しましたが、米国市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

この結果、売上高は、150億93百万円（前期比27.3%増）、営業利益は、29億41百万円（前期比55.7%増）となりました。

インターフェイスソリューション事業

乳製品、飲料、菓子、パン、加工油脂等の業界、及び化粧品、トイレットリー業界等に、乳化剤等の品質改良剤を製造、販売しております。

化粧品、トイレットリー用途は、国内、アジア及び欧米市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

一般食品用途は、国内及びアジア市場が増加しました結果、売上高は前年を上回りました。

飲料用途は、アジア市場は減少しましたが、国内市場が増加しました結果、売上高は前年並みで推移しました。

この結果、売上高は、140億9百万円（前期比7.9%増）、営業利益は、20億34百万円（前期比23.2%増）となりました。

ナチュラルイングリディエント事業

乳製品、飲料、菓子、パン、総菜、即席めん、農産加工業界等に、鶏卵加工品、たん白素材、即席食品用素材、農産加工品等の食品素材、品質改良剤、安定剤等を製造、販売しております。

鶏卵加工品は、国内市場の調味料用途等向けの液卵加工品、めん用途、調味料用途等の粉末卵が減少しました結果、売上高は前年を下回りました。

即席食品用素材は、海外市場の即席めん用途が増加しましたが、国内市場の即席めん用途が減少しました結果、売上高は前年を下回りました。

安定剤は、総菜用途が増加しましたが、飲料用途、デザート用途、及び冷菓用途が減少しました結果、売上高は前年を下回りました。

この結果、売上高は、207億69百万円（前期比8.4%減）、営業利益は、11億86百万円（前期比28.5%増）となりました。

その他の事業

売上高は、1億70百万円（前期比5.7%増）、営業利益は、49百万円（前期比2.4%増）となりました。

事業別売上高

事業別 期	第107期 2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで		第108期 (当期) 2024年 4 月 1 日から 2025年 3 月31日まで		前期比(%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
ニュートリション事業	11,855	24.9	15,093	30.2	127.3
インターフェイスソリューション事業	12,981	27.2	14,009	28.0	107.9
ナチュラルイングリディエント事業	22,667	47.6	20,769	41.5	91.6
その他の事業	161	0.3	170	0.3	105.7
計	47,665	100	50,044	100	105.0

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資につきましては、総額13億25百万円となりました。その主なものは、次のとおりであります。

乳化剤工場生産設備

(3) 資金調達の状況

上記設備資金は、自己資金をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

食品業界を取り巻く環境は、長引く不安定な国際情勢に伴う原材料やエネルギーコストの高止まりなど、世界的なインフレーションが加速する中、国内市場においては、少子高齢化による需要の減少など当社グループを取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況にあります。

今後、さらに憂慮すべき事態が発生する可能性もあり、当社グループにはいかなる事態にも素早く柔軟に対応できる体制づくりが求められます。

加えて、加速する地球温暖化や天然資源の枯渇などさまざまな地球環境問題が世界各地で発生しており、企業には事業活動においてこれらの社会的課題を解決する「サステナブル経営」が求められています。

当社グループは、事業活動を通して社会的課題を解決し、進化し続けることが社会的責任であると考え、経営理念であります「世界の人々の健康と豊かな生活文化に貢献する」研究開発型企业として時代の要求を敏感に捉え、未来を見据えた技術開発力の強化を基盤とした新市場の創造と開拓、事業領域及び製品群の選択と集中を進めるとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

対処すべき当面の課題とその対処方針としましては、次のような項目を挙げております。

- | | |
|------------|---|
| ① 市場の変化に対応 | 積極的な業態変化を行う。また、デジタル技術を活用した生産設備の効率化及び品質の向上、省人化によるコスト低減を進め総合的な競争力を強化する。 |
| ② グローバル化 | グローバルマーケットに通用する独自の製品開発を行い、国内外の販売網も更なる充実を図る。 |
| ③ 品質管理 | SQFの基本となるHACCP（ハサップ）の理論と手法に基づき、製品品質の安全・安心を確保する。 |
| ④ 環境対応 | 省エネルギー、省資源、脱炭素等による地球環境の負荷低減に積極的に取り組む。また、当社の製品を通じて、フードロスやQOL向上など社会的課題の解決に寄与する。 |
| ⑤ 人材育成 | 社員の能力向上に注力し、社員一人ひとりの人格と個性を尊重し付加価値を高め、会社基盤を強化する。 |

- ⑥ ガバナンスの強化 リスク管理委員会、コンプライアンス委員会の運営を通じ、当社グループ全体のコンプライアンス意識の醸成に努めるとともに、内部管理体制を強化しグループ全体の経営の透明性と健全性を高める。

当社は、基本理念「好奇心 そして行動 (Imagine, Desire and Create) 」のもと、当社グループの総力を結集し、新たな課題にも積極的にチャレンジしながら進化を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第105期 2022年3月	第106期 2023年3月	第107期 2024年3月	第108期(当期) 2025年3月
売 上 高(百万円)	39,963	42,970	47,665	50,044
経 常 利 益(百万円)	5,297	4,157	2,954	6,573
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,627	2,857	2,411	4,624
1株当たり当期純利益(円)	209.04	168.48	142.36	273.18
総 資 産(百万円)	54,714	58,622	60,619	62,019
純 資 産(百万円)	44,159	46,292	48,958	52,116

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 %	主要な事業内容
タイヨーインタナショナルリンク	350千米ドル	100.0	食品等の販売及び輸出入
開封太陽金明食品有限公司	29,614千元	77.7	食品等の製造販売
タイヨーカガクインディア プライベートリミテッド	200,000千ルピー	80.0	食品等の製造販売
無錫太陽緑宝科技有限公司	25,000千元	71.8	食品等の製造販売
上海太陽食研国際貿易有限公司	3,300千米ドル	100.0	食品等の販売及び輸出入
T a i y o G m b H	300千ユーロ	100.0	食品等の販売及び輸出入
香奈維斯（天津）食品有限公司	19,486千米ドル	51.0	食 品 等 の 製 造 販 売

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(7) **主要な事業内容（2025年3月31日現在）**

当社グループの事業は、食品用乳化剤、安定剤、各種鶏卵加工品、即席食品用素材、農産加工品、栄養機能食品、化粧品原料等の製造と販売を主たる目的としております。

① **ニュートリション事業**

医療、健康食品及び飲料業界等に、カテキン（緑茶抽出物）、テアニン（機能性アミノ酸）、水溶性食物繊維等の機能性食品素材、ミネラル製剤、ビタミン製剤等を製造、販売しております。

② **インターフェイスソリューション事業**

乳製品、飲料、菓子、パン、加工油脂等の業界、及び化粧品、トイレタリー業界等に、乳化剤等の品質改良剤を製造、販売しております。

③ **ナチュラルイングリディエント事業**

乳製品、飲料、菓子、パン、総菜、即席めん、農産加工業界等に、鶏卵加工品、たん白素材、即席食品用素材、農産加工品等の食品素材、品質改良剤、安定剤等を製造、販売しております。

④ **その他の事業**

料理飲食等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	三 重 県 四 日 市 市
東 京 本 社	東 京 都 港 区
研 究 所	三 重 県 四 日 市 市
塩 浜 工 場	三 重 県 四 日 市 市
南 部 工 場	三 重 県 四 日 市 市
タイヨーインタナショナルインク	米国ミネソタ州ミネアポリス市
タイヨーカガクインディアプライベートリミテッド	インドオーランガバード市
開 封 太 陽 金 明 食 品 有 限 公 司	中 国 河 南 省 開 封 市
無 錫 太 陽 緑 宝 科 技 有 限 公 司	中 国 江 蘇 省 無 錫 市
上海太陽食研国際貿易有限公司	中 国 上 海 市
香奈維斯（天津）食品有限公司	中 国 天 津 市
T a i y o G m b H	ドイツゲーヴェルスベルグ

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
875名	13名減

（注）上記従業員数には、臨時従業員242名は含んでおりません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,513,701株（自己株式6,635,771株を含む。）
- (3) 株主数 5,896名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数（千株）	持 株 比 率（％）
長 陽 物 産 有 限 会 社	2,283	13.52
向 陽 興 産 株 式 会 社	1,016	6.02
太 陽 化 学 取 引 先 持 株 会	947	5.61
有 限 会 社 和 向	760	4.50
一般財団法人食品分析開発センターSUNATEC	582	3.45
株 式 会 社 三 十 三 銀 行	437	2.59
株 式 会 社 百 五 銀 行	437	2.59
太 陽 化 学 従 業 員 持 株 会	301	1.78
山 崎 長 徳	291	1.72
新 菱 冷 熱 工 業 株 式 会 社	275	1.63

- (注) 1. 当社は、自己株式6,635千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2022年6月22日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2024年6月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年7月19日付で取締役（社外取締役を除く。）8名に対し自己株式19,459株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 崎 長 宏	—
代表取締役副社長	山 崎 義 樹	国内営業管掌
代表取締役副社長	山 崎 長 徳	海外事業管掌兼コーポレート本部管掌 (タイヨーインタナショナルリンク取締役社長) (開封太陽金明食品有限公司董事長) (上海太陽食研国際貿易有限公司董事長) (タイヨーカガフインディアプライベイトリミテッド取締役会長) (無錫太陽緑宝科技有限公司董事長) (香奈維斯(天津)食品有限公司董事長)
取 締 役	内 田 一 仁	インターフェイスソリューション事業部長
取 締 役	佐 藤 則 夫	ニュートリション事業部長 株式会社タイヨーラボ代表取締役社長
取 締 役	武 藤 孝 次	ナチュラルイングリディエント事業部長
取 締 役	田 中 宏 明	マーケティング本部部長兼東京本社事業所長
取 締 役	山 崎 長 宣	経営企画室長兼メディケア事業部長
取 締 役	久 保 田 修 平	森・濱田松本法律事務所パートナー
取 締 役	阿 部 啓 子	東京大学名誉教授 東京農業大学客員教授 株式会社伊藤園社外取締役
常 勤 監 査 役	吉 川 邦 昭	—
監 査 役	渡 邊 誠 人	公認会計士渡邊誠人事務所所長 税理士法人A C T所長
監 査 役	藤 野 孝	—

- (注) 1. 取締役久保田修平及び阿部啓子の両氏は、社外取締役であります。
2. 2024年6月21日開催の第107回定時株主総会において、田中宏明氏及び山崎長宣氏が新たに取締役に選任され就任しました。
3. 監査役渡邊誠人及び藤野孝の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役渡邊誠人氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役阿部啓子氏及び社外監査役渡邊誠人氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役久保田修平氏及び阿部啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬額	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	205,602 (9,600)	127,450 (9,600)	49,844 (－)	28,308 (－)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21,200 (8,400)	20,400 (8,400)	800 (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	226,802 (18,000)	147,850 (18,000)	50,644 (－)	28,308 (－)	13 (4)

- (注) 1. 上記の業績連動報酬等の額には、当事業年度における取締役19,843千円、監査役800千円の役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
2. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。
3. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当期中に費用計上した額を記載しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬額の算出については、以下の方法に則って決定しております。

- i) 取締役の役職位ごとに算定の基準となる係数を設定する。
- ii) 直近期の連結営業利益を基準とする。
- iii) 連結営業利益に対し0.6%の比率を乗じて報酬総額を決定する。
- iv) 役職位ごとに設定した係数に基づき個人別の報酬額を算出する。

業績連動報酬額の計算方法

業績連動報酬額＝連結営業利益×0.6%×各取締役のポイント÷取締役のポイント合計

取締役の役職別ポイント及び員数

役 職	ポイント	取締役の員数（名）	ポイント計
代表取締役社長	4.0	1	4.0
代表取締役副社長	3.0	2	6.0
取締役	0.5	5	2.5
合 計		8	12.5

合計は、2025年3月31日における取締役の員数で算出しております。

留意事項

- ・取締役（社外取締役は除く）は、法人税法第34条第1項第3号に記載されている業務執行役員です。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「確定額」は、30百万円を限度とします。連結営業利益に0.6%を乗じた金額については、1万円未満切捨てとします。
- ・やむを得ない事情により取締役が職務執行期間の途中で退任した場合、職務執行期間の開始から期末までの期間における当該取締役の在職月数（1月末満の端数切上）にて支給します。なお期末後の退任については、月数按分しません。

③ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬については、1986年6月開催の第69回定時株主総会の決議により、取締役の報酬金額を「年額2億3千万円以内、ただし使用人兼務役員の使用人分給与部分を含まない」としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名（うち、社外取締役は0名）です。

なお、2022年6月22日開催の第105回定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名であります。

また、監査役の報酬は、1994年6月開催の第77回定時株主総会の決議により「年額3千万円以内」としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。なお、取締役（社外取締役を除く。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当該取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度の導入をはじめとした報酬制度の見直しを行い、報酬諮問委員会の審議・答申を経たうえで、2022年5月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議するとともに、同年6月22日開催の第105回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されたことに伴い、同日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の改定を決議いたしました。

当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その業務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

- ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬および年2回の賞与（6月、12月）とし、役位、職責、在任等に応じて、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。また、株主目線と同一視と考える株式報酬につき、一定金額を役員持株会に拠出して自社株式の取得をするものとする。

- iii) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、直近の連結営業利益の0.6%(上限30百万円)で算出された額を賞与として各取締役の役職・役割に応じた額を毎年一定の時期に支給するものとする。

非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で譲渡制限付株式報酬を付与するものとし、その内容、数の算定方法、付与時期及び条件等については、報酬諮問委員会の審議と答申を踏まえて取締役会で決議するものとする。

- iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、業績をもとに上位の役位ほど業績連動報酬や非金銭報酬のウエイトが高まる構成とし、報酬諮問委員会において検討を行い、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

- V) 取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の配分の決定とする。

代表取締役社長は、上記を踏まえた報酬原案を作成し、当社が任意で設置する報酬諮問委員会の審議と答申を踏まえて決定するものとする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長山崎長宏に対し各取締役の基本報酬及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行なうには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役久保田修平氏は、森・濱田松本法律事務所パートナーであります。

同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役阿部啓子氏は、東京大学名誉教授であります。同大学と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役阿部啓子氏は、東京農業大学客員教授であります。同大学と当社との間には、特別の関係はありません。

取締役阿部啓子氏は、株式会社伊藤園社外取締役であります。同社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役渡邊誠人氏は、公認会計士渡邊誠人事務所所長、税理士法人ＡＣＴ所長であります。

公認会計士渡邊誠人事務所と当社との間には、特別の関係はありません。税理士法人ＡＣＴと当社は、顧問契約を締結しておりますが、当社が同法人に支払う報酬年額は少額であり、影響を与え得ないものと判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	久保田 修 平	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての経験と知見に基づき、必要に応じ、議案の審議に必要な発言を積極的に行っており、特に企業法務について、専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	阿 部 啓 子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、東京大学名誉教授としての経験と知見に基づき、必要に応じ、議案の審議に必要な発言を積極的に行っており、特に次世代機能性素材の研究開発面において、専門的な立場から有用な意見、助言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	渡 邊 誠 人	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要に応じ積極的に発言を行っております。
監査役	藤 野 孝	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営で培われた経営者としての経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を積極的に行っております。また、監査役会13回の全てに出席し、監査の方法、その他の監査役の職務の執行に関する事項について、必要に応じ積極的に発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 29,600千円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他財産上の利益の合計額 29,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、タイヨーカガクインディアプライベートリミテッド、開封太陽金明食品有限公司、無錫太陽緑宝科技有限公司、上海太陽食研国際貿易有限公司、香奈維斯（天津）食品有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の何れかに定める項目に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制」（以下、内部統制システムという。）について取締役会において決議し、当該決議に基づく着実な運用を行い、体制の構築に努めております。その概要は、以下のとおりであります。

なお、2023年3月20日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システムの基本方針」の運用状況等について検証を実施し、2025年3月17日開催の取締役会において一部見直しを決議しております。

1) 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に 適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社の子会社(当社グループという。以下同じ。)に所属する取締役、及び使用人(社員等という。以下同じ。)は、「好奇心 そして行動」の基本理念のもと、倫理観と法令遵守の精神に基づき、社会的責任のある事業活動を行う。
- ② 社員等の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するために企業・従業員行動規範、及びコンプライアンスに関連した社内規程、社内ルールを定め、周知徹底する。
- ③ 当社グループのコンプライアンス体制を整備するため、全部門の社員等からなるコンプライアンス委員会を設置し、体制や施策の充実を図る。
- ④ 当社グループの法令、企業倫理に関する相談や通報に対し、内部通報規程に則り、社内の通報窓口として内部監査室及び常勤監査役、社外の窓口を当社顧問弁護士の法律事務所に設置し、必要に応じて調査と対応を図る。
- ⑤ 内部監査室は、社員等の職務の執行が法令及び定款に適合していることを定期的に監査し、当社グループの内部統制及び規律の状況を把握、評価する。
- ⑥ 当社グループは、市民生活の秩序や安全を脅かし、健全な企業活動を阻害する反社会的勢力による不当要求、犯罪行為に対して、毅然とした態度で臨む。

2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な職務の執行に係る文書等は、法令及び定款並びに社内規程等に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存、管理する。重要な情報は、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針と規程の定めにより適切に管理する。

3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重大な影響を与える可能性のある損失のリスクを事業リスクとして定め、これに備えてリスク管理委員会規程及び危機管理要綱の制定と本規程に基づくリスク管理委員会を設置し、リスクを管理統括する体制を確保する。
- ② リスク管理委員会の下部組織として、発生が想定される事業リスクの識別、分析、評価を行う個別の委員会を設置し、リスクの軽減等に取り組む。
- ③ 内部監査室は、社内のモニタリング機関として、各委員会の活動状況を評価、及び監査し、リスク管理体制の有効性に関するレビュー結果を社長に報告し、重要な事項に関しては、取締役会等に報告する。
- ④ 重大な危機が発生した場合は、そのレベルに応じて危機対策本部を設置し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。

4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回以上開催する取締役会において、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務の執行が善管注意義務に則り行われていることを監督する体制を確保する。また、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性及び説明責任の確保に資することを目的として、員数を3名以上かつ過半数の社外取締役をもって構成する任意の報酬諮問委員会を毎年1回以上開催し、取締役会の諮問に応じ取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申する。
- ② 取締役会に準ずる重要な経営判断の機関として、代表取締役全員をもって構成する経営審議会を随時開催し、経営計画、予算等、重要且つ緊急を

要する事項について審議、報告を行う。

- ③ 原則として毎週第1営業日に、取締役、監査役、及び部門長が出席する定例報告会を開催し、各部門の業務の執行状況に関する課題の把握と解決のための協議、意思決定を効率的に行う。
- ④ 原則として毎月1回、取締役、監査役、財務部門長、及び事業部門長が出席する財務報告会を開催し、変化の激しい経営環境に対して機敏に対応する。

5) 子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程を定め、子会社に対し事業の経過、財産の状況、及びその他の重要な事項について、適宜適切に当社への報告を義務付ける。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 当社のリスク管理委員会は、子会社の危機管理体制を指導、監督する。
 - ロ 子会社は、重大な危機が発生した場合は、当社と適切に連携し、事業の復旧を図るとともに、損失を回避し、対外的な影響を最小限にとどめる。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社経営の適正、且つ効率的な運営に資するための規程を定める。
 - ロ 当社は、子会社の指揮命令系統、権限、及び意思決定に関する体制、及び運用状況を監督する。
 - ハ 子会社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定、報告、及び各取締役の業務の執行状況を監督する。

6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要あるときは何時でも内部監査室に所属する使用人に対し、監査役スタッフとして監査業務の補助を行うよう命令できる。
- ② 監査役の職務を補助すべき社員等は、その独立性を確保するため、取締役からの指揮命令を受けないものとする。当該社員等の人事異動や処遇については、監査役会の承認を得るものとする。
- ③ 当社は、監査役監査規程において、監査役の職務を補助すべき社員等に関し、監査役の指揮命令に従うことを明記し、その実効性を確保する。

7) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の社員等が監査役に報告するための体制
 - イ 当社の社員等は、監査役の要求に応じて、随時その職務の執行状況その他に関して報告する。
 - ロ 当社の社員等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、社員等の不正行為、法令及び定款の定めに対する違反行為等を発見したときは、監査役に報告する。
 - ハ 公益通報に関する管理責任者であるコンプライアンス委員会委員長は、公益通報の意義の認識に努め、通報の内容を適宜適切に監査役、又は監査役会に報告する。
- ② 子会社の取締役、監査役の業務を執行する社員等、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - イ 当社グループの社員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
 - ロ 当社グループの社員等は、法令及び定款の定めに対する違反行為等、当社、又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、これを発見したときは、速やかに当社の監査役、又は監査役会に報告する。
 - ハ 当社の内部監査室等は、当社グループのコンプライアンス等の現状について定期的に当社の監査役に報告する。

二 当社グループの内部通報制度の担当部門は内部監査室とし、当社グループの社員等からの内部通報の内容、及びその他の方法により社外から当社の社員等になされた報告等について、適宜適切に当社の監査役、又は監査役会に報告する。

8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社員等に周知徹底する。
- ② 当社の内部通報規程において、当社グループの社員等が監査役に対して直接、及び間接的に通報を行うことを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇、その他の不利な取扱いの禁止を明記する。

9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、財務部門、総務部門等の関連部署において審議のうえ、当該費用に係る費用、又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用、又は債務を適切に処理する。
- ② 当社は、監査役会が弁護士、公認会計士等の外部の専門家を監査のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、事業年度毎に予算を設ける。

10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われるための必要、且つ適切な情報等を適宜収集できるよう、監査役が出席する会議、閲覧する資料、取締役及び社員等が監査役及び監査役会に対し報告すべき事項等を定める規程を監査役会と協議のうえ制定する。
- ② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部統制システムの基本方針の整備、及び内部監査部門の体制の充実、また、内部監査部

門等、及び子会社の業務執行者と監査役との意思の疎通、情報交換等の実効的な連携等、監査役の円滑な監査活動の保証に関する事項の体制を整備する。また、代表取締役は、監査役及び監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

平成 18 年	5 月 22 日	制定
平成 21 年 1	2 月 21 日	改定
平成 27 年	4 月 27 日	改定
令和 3 年	4 月 26 日	改定
令和 5 年	3 月 20 日	改定
令和 6 年	4 月 22 日	改定
令和 7 年	3 月 17 日	改定

**(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備、運用状況は、内部監査室がモニタリングを行い、改善を進めております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

1) コンプライアンス体制

法令遵守の観点から、社内規程、社内ルールを定め、周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、モニタリング、報告を行っております。また、当社の社会的信頼を維持することを目的として、通報窓口を設置し、顧問弁護士の法律事務所を窓口とした内部通報制度を整備することにより、法令違反や不正行為の早期発見や未然防止に努めております。なお、2023年6月1日に施行された『改正公益通報者保護法』において事業者に対し公益通報対応業務従事者の設置や公益通報に適切に対応する体制の整備（体制整備等措置義務）が義務付けられたことから、当該法律に適切に対応する体制を構築すべく、「社内相談室規程」を「内部通報規程」に改訂し運用を開始しました。

当期は、コンプライアンス委員会を2回開催するとともに、内部監査室によるモニタリング等を実施し、社内規程、社内ルールの周知、徹底を図りました。なお当期における内部通報は0件でありました。

2) リスク管理体制

経営に重大な影響を与える可能性のある損失を事業リスクと定め、リスク管理及び危機管理規程を制定するとともに、リスク管理委員会を開催し、モニタリング、報告を行っております。

当期は、当社及び子会社の事業リスクの把握、統制、回避を図るため、リスク管理委員会を2回開催し、事業リスクの統制、回避の実践状況に関するモニタリング等を行いました。その他、各事業所において、避難訓練、自衛消防訓練、漏洩訓練、安否確認サービスを利用した社員等の安否報告訓練、建物やインフラ設備の被災状況報告訓練を実施しております。

3) 子会社における業務の適正を確保するための体制

子会社は、関係会社管理規程に基づき、事業の経過、財産の状況及びその他重要な事項について、取締役会、経営審議会に対し適宜適切に報告しております。

当期は、常勤監査役、内部監査室、会計監査人等と連携し、国内の関連会社1社の往査と海外子会社4社の往査を実施しております。また、常勤監査役、内部監査室は、海外事業部門を統括する海外統括部のオンライン形式で開催される定例会に出席し、報告内容を確認しております。海外生産子会社の品質管理体制の適正性については、品質保証部門からの報告を確認しております。また、財務の状況等は、財務報告会の報告により確認しております。

4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

当期は、取締役会を14回開催しております。

取締役会は、経営審議会及び財務報告会等における報告及び審議を経て、議案等関連資料の事前配布と十分な検討時間を確保したうえで、経営に関する重要な事項の審議、意思決定、及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。

5) 監査役の監査の体制

取締役会への出席、及び常勤監査役による経営審議会を始めとする社内の重要会議への出席、並びに重要文書の閲覧等を通じて、取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの整備、運用状況を確認しております。また、監査役は、内部監査室、会計監査人との間で、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため定期的な意見交換会を開催し、相互に連携を図っております。

当期は、監査役監査の実効性を高めるべく、定期的に内部監査室との意見交換を行いました。会計監査人とは意見交換会を4回開催しております。また、13回開催した監査役会を通じた監査役相互の情報共有や社外取締役と社外監査役との情報交換会を5回実施し、経営の監督、監視機能の実効性の強化を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会により決議する旨を定款第44条に定めております。

取締役会はこの権限の行使にあたり、以下の方針で臨むこととしております。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な課題のひとつに位置付けております。

利益配分は、安定的な基準配当20円に業績に応じた利益還元分を加え、配当性向30%を目処として継続的に行うこと、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な将来に備えた内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

当連結会計年度の期末配当につきましては、1株当たり72円とさせていただきます。

既に2024年12月3日に実施済みの中間配当金1株当たり10円とあわせまして、年間配当金は1株当たり82円となります。

(4) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、総力を結集し、新たな課題に積極的にチャレンジし進化していく研究開発型企业として、企業価値・株主価値の向上に努めております。また、社会的な責任を果たし、且つ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、経営の透明性・健全性の向上とコンプライアンスの徹底に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

① 企業統治の体制

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、組織形態として、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は原則として毎月1回以上開催しており、各監査役は取締役会をはじめとする社内の会議に積極的に参加し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。取締役会は10名で構成されており、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに各取締役の執行状況を監督しており、原則として毎月1回開催することとしております。また、当社の経営戦略、中長期計画等を審議し、取締役会に諮問する機関として、経営審議会を設置しております。同審議会は、代表取締役3名で構成され、常勤監査役も出席しております。

当社はコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みとして、平成11年に「基本理念」「経営基本方針」を制定しました。また、当社が事業を継続するにあたり、想定される事業リスクの抽出を行うとともに基本方針の策定を行うことを目的に「リスク管理委員会」を設置しております。取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性及び説明責任の確保に努めております。当社の企業統治の体制を推進することにより、業務執行・経営の監督体制を確保し迅速且つ的確な意思決定に基づく経営、透明性の高い経営を確保できる体制が整っているため、現状の体制としております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室2名（監査役スタッフを兼務）は、各部門の業務執行及び業務全般の適正性にとどまらず、妥当性について現地現物での内部監査を継続的に実施しております。監査役監査は、社外監査役2名を含む3名の監査役で実施され、監査役3名は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、社内の重要な会議に積極的に参加し、適宜、提言、助言を行っております。また、取締役の職務執行の適法性の監査に加えて、違法性の兆候の段階から指摘改善するために経営面の監査を包括して実施しており、取締役の業務執行及び業務全般にわたり監査役監査を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの実効性が伴った経営監視を行っております。

監査役と会計監査人との相互連携につきましては、監査役が会計監査人の監査に立ち会うほか、年4回の会計監査人との定期的な会合を開催し、意見の交換及び情報の共有化を図ることで監査の品質向上に努めております。

また、監査役と内部監査室との連携につきましても、監査役会は内部監査室に対し定期的に報告を求め、また特定事項についての調査を連携して行うなど監査の実効性と効率化を図っております。なお、常勤監査役吉川邦昭氏は、当社の海外部門等を歴任し、幅広い見識と経験を有しております。監査役渡邊誠人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査役藤野孝氏は会社経営で培ってきた経験により、幅広い見識を有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は、独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を定めております。

各々の専門的な知見に基づく公正且つ客観的な監督・監査の機能と役割が期待され、また一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方とし、選任しております。当社は、経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を有する取締役会に対し、社外取締役2名、監査役3名中2名を社外監査役とすることにより、経営への監視監督機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の監視監督機能が重要と考えており、社外取締役2名による監督、及び社外監査役2名による監視が実施されることにより、外部からの監視監督機能が十分に機能する体制が整っているため現状の体制としております。当社の社外取締役は、久保田修平氏、阿部啓子氏の2名であります。阿部啓子氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。当社の社外監査役は、渡邊誠人氏、藤野孝氏の2名であります。渡邊誠人氏を独立役員とする独立役員届出書を名古屋証券取引所に提出しております。久保田修平氏及び藤野孝氏は、独立役員としての届出はしておりませんが、当社の定める独立性を確保するための社外役員（取締役及び監査役）の選任基準を満たしており、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。社外取締役は、取締役会において、重要な経営案件につき独立した立場で監督する役割を担っております。社外監査役は、監査役会において内部監査室より内部統制等の実施状況について報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な情報交換・意見交換を行い、監査の実効性の向上を図っております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 売上高等の表示金額は消費税抜きであります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,796,347	流 動 負 債	8,359,622
現 金 及 び 預 金	10,563,950	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,362,939
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,655,089	未 払 法 人 税 等	175,211
電 子 記 録 債 権	593,778	賞 与 引 当 金	285,251
商 品 及 び 製 品	5,945,211	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	286,180
仕 掛 品	839,671	そ の 他	2,250,039
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,457,705	固 定 負 債	1,543,148
そ の 他	778,032	長 期 借 入 金	358,106
貸 倒 引 当 金	△37,092	退 職 給 付 に 係 る 負 債	37,099
固 定 資 産	29,222,867	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	265,136
有 形 固 定 資 産	23,521,500	繰 延 税 金 負 債	792,012
建 物 及 び 構 築 物	9,111,203	そ の 他	90,793
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,433,340	負 債 合 計	9,902,771
工 具 、 器 具 及 び 備 品	230,448	純 資 産 の 部	
土 地	8,167,230	科 目	金 額
建 設 仮 勘 定	252,420	株 主 資 本	47,638,751
そ の 他	326,856	資 本 金	7,730,621
無 形 固 定 資 産	125,887	資 本 剰 余 金	7,369,942
投 資 そ の 他 の 資 産	5,575,479	利 益 剰 余 金	39,703,877
投 資 有 価 証 券	5,219,428	自 己 株 式	△7,165,690
退 職 給 付 に 係 る 資 産	12,302	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,833,880
繰 延 税 金 資 産	64,405	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,819,985
そ の 他	292,292	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△18,130
貸 倒 引 当 金	△12,950	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,030,450
資 産 合 計	62,019,214	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,575
		非 支 配 株 主 持 分	1,643,811
		純 資 産 合 計	52,116,443
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,019,214

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		50,044,063
売上原価		35,614,645
売上総利益		14,429,418
販売費及び一般管理費		8,217,364
営業利益		6,212,054
営業外収益		
受取利息及び配当金	185,722	
持分法による投資利益	96,141	
為替差益	12,648	
受取賃貸料	72,722	
業務受託料	48,232	
受取保険料	350	
その他	42,195	458,013
営業外費用		
支払利息	17,699	
貸与資産減価償却費用	48,690	
固定資産賃貸費用	14,464	
その他	15,426	96,281
経常利益		6,573,786
特別利益		
固定資産売却益	4,154	
投資有価証券売却益	218,907	223,061
特別損失		
固定資産除却損	28,140	28,140
税金等調整前当期純利益		6,768,708
法人税、住民税及び事業税	766,321	
法人税等調整額	1,178,742	1,945,063
当期純利益		4,823,644
非支配株主に帰属する当期純利益		198,698
親会社株主に帰属する当期純利益		4,624,945

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,092,469	流 動 負 債	8,387,745
現 金 及 び 預 金	6,555,361	買 掛 金	6,079,060
受 取 手 形 金	8,098	未 払 金	986,839
売 掛 金	10,858,308	未 払 費 用	259,565
電 子 記 録 債 権	593,778	未 払 消 費 税 等	356,431
商 品 及 び 製 品	4,807,344	預 り 金	185,792
仕 掛 品	823,670	賞 与 引 当 金	233,875
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,940,758	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	286,180
前 払 費 用	26,118	固 定 負 債	649,893
そ の 他 金	491,624	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	265,136
貸 倒 引 当 金	△12,594	長 期 預 り 保 証 金	14,000
固 定 資 産	28,309,823	繰 延 税 金 負 債	342,257
有 形 固 定 資 産	20,744,924	そ の 他	28,500
建 物	6,929,825	負 債 合 計	9,037,638
構 築 物	715,034	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	4,518,334	科 目	金 額
車 両 及 び 運 搬 具	18,017	株 主 資 本	43,584,703
工 具、器 具 及 び 備 品	163,141	資 本 金	7,730,621
土 地	8,148,151	資 本 剰 余 金	7,947,968
建 設 仮 勘 定	252,420	資 本 準 備 金	7,914,938
無 形 固 定 資 産	115,389	そ の 他 資 本 剰 余 金	33,030
商 標 権	5,435	利 益 剰 余 金	35,063,961
ソ フ ト ウ エ ア	109,218	利 益 準 備 金	1,932,655
施 設 利 用 権	736	そ の 他 利 益 剰 余 金	33,131,306
投 資 其 他 の 資 産	7,449,509	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	359,262
投 資 有 価 証 券	3,992,028	別 途 積 立 金	9,400,000
関 係 会 社 株 式	1,494,109	繰 越 利 益 剰 余 金	23,372,043
関 係 会 社 出 資 金	1,251,572	自 己 株 式	△7,157,849
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	453,355	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,779,951
長 期 前 払 費 用	167,864	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,779,951
前 払 年 金 費 用	10,016	純 資 産 合 計	45,364,654
そ の 他 金	93,513	負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,402,293
貸 倒 引 当 金	△12,950		
資 産 合 計	54,402,293		

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		44,687,363
売 上 原 価		34,438,097
売 上 総 利 益		10,249,265
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,837,512
営 業 利 益		4,411,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	647,601	
受 取 賃 貸 料	83,318	
そ の 他	63,389	794,309
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,492	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	48,690	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	14,632	
為 替 差 損	53,048	
そ の 他	1,412	130,277
経 常 利 益		5,075,785
経 常 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,154	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	218,907	223,061
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	23,226	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	86,501	
そ の 他	13,719	123,447
税 引 前 当 期 純 利 益		5,175,399
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	268,275	
法 人 税 等 調 整 額	1,083,365	1,351,640
当 期 純 利 益		3,823,758

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

太 陽 化 学 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

仰 名	星 古	監 屋	査 事	法 務	人 所				
指 業	定 務	社 執	員 行	公 認	会 計	士	小	出	修 平
指 業	定 務	社 執	員 行	公 認	会 計	士	浅	井	孝 孔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

太 陽 化 学 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

仰 名	星 古	監 屋	査 事	法 務	人 所				
指 業	定 務	社 執	員 行	公 認	会 計	小	出	修	平
指 業	定 務	社 執	員 行	公 認	会 計	浅	井	孝	孔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽化学株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、全監査役の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と直接面談又はオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

太陽化学株式会社 監査役会

常勤監査役	吉	川	邦	昭	㊞
社外監査役	渡	邊	誠	人	㊞
社外監査役	藤	野	孝	㊞	

以 上

お 知 ら せ

第108期期末配当金のお支払いについて

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、第108期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の期末配当金につき、下記のとおり決議しております。

記

1. 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株当たり	金72円
配当総額	1,215,210,960円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月4日

つきましては、2025年6月4日を支払開始日として、1株当たり72円をお支払いさせていただきますので、同封の期末配当金領収証により、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局において、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

また、配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」をそれぞれ同封しておりますのでご確認ください。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

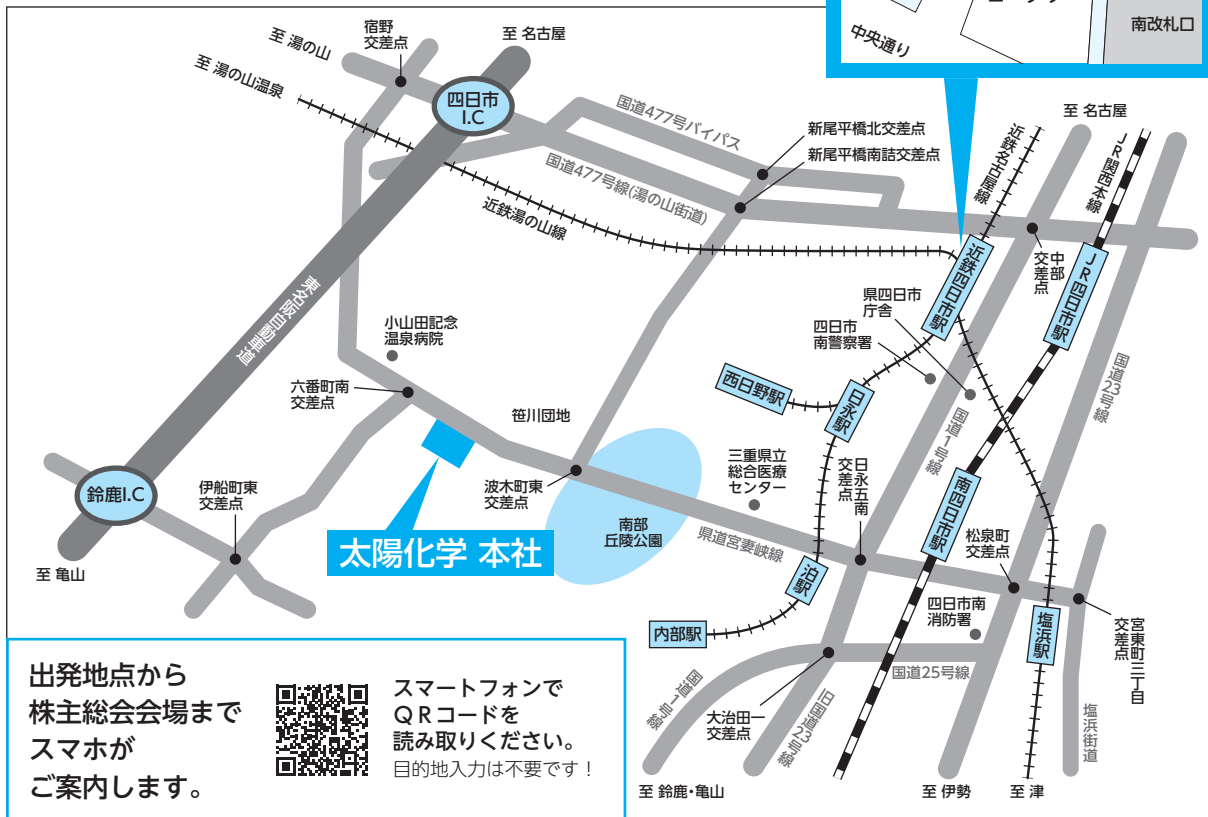
会 場

当社四日市本社 総合センター体育館
三重県四日市市山田町800番 電話059-340-0801

ご案内

当日は、近鉄「四日市駅」西口から午前9時10分
に出発する送迎バスを用意しておりますので、ご利用
ください。(所要時間 約25分)

送迎バスのりば



出発地点から
株主総会会場まで
スマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力是不要です！

● QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。